

1. 条例策定の背景

産業の振興については既に三重県が「地域産業振興条例」を施行しており、当市もその条例の施行区域に入っていますが、条例制定（平成 18 年）や改正（平成 25 年）当時とは時代背景も変わってきており、改正当時になかったDXの推進やSDGsなど新しい時代潮流も考慮し、かつ市独自の課題や特色も盛り込んでいくため、県の条例と整合を図りながら策定したいと考えています。

例えば農林業においては高齢化や担い手不足などから荒廃した農地や森林が散見され、このままでは生産機能の低下はもちろん、景観や環境、災害防止や地球温暖化防止などの公益的機能まで低下しかねない状況にあります。

商工業においても新型コロナウイルス感染症による影響は非常に大きく、消費者も長引いた外出自粛から消費マインドが低下し、回復には至っていません。一方、この感染症により社会ではリモートワークやWEB会議が通常となり、食料品等の日常の買い物もインターネットで行うことも珍しい光景ではなくなってきました。デジタルの活用は今後のポストコロナ時代においては一層進展することが予測され、今後のイノベーションには欠かせないものとなっています。

また、当市に限ったことではありませんが、世界的に脱炭素、カーボンニュートラルが提唱される中、今後、自動車産業を中心に大きな変革が起きることが想像されます。当市にも多くの自動車関連産業が立地し、市民もたくさん働いていいいます。これらの企業も変革を求められることが予測されますので、次の時代に対応できるよう技術革新を促す必要があります。

雇用面では、地域の若者が進学や就職で市外に転出することも課題になっており、若者が魅力を感じる企業の誘致を進めるとともに、市内企業のPRなども積極的にすすめて、移住やUJIターンも含めた次代を担う若者の定着を図り、地域の維持につなげていきたいと考えています。

観光を含むサービス業においても新型コロナウイルス感染症により、観光客が期待できる各種イベントの中止や県境をまたぐ移動の規制など大きな影響を受けてきました。一時、規制解除により徐々に客も戻りつつありましたが、最近の変異株による再度のまん延防止重点措置などにより、さらなる追い打ちを受けています。今後アフターコロナを考える上で、各種媒体を活用し、情報発信をしていく必要があります。そのためにはデジタル活用は不可欠となっています。

このほか、運輸や福祉、建設関係など多くの事業者が市内で営業されていますが、いずれの事業においても、SDGsやDX対応をはじめ、人材不足や昨今の燃料の高騰など、それぞれの業種でそれぞれ異なる課題もある中、産業全体の振興の指針として条例の制定が必要となっています。

2. 条例策定の目的

「1. 条例策定の背景」で一部を例示したように、産業の各業種において新型コロナウイルスによる社会変化への対応や地域の重大課題など、様々な課題があり

ます。

そのような中、この条例を策定し、行政、事業者、市民などの役割などを明記することで、それぞれが協力して課題に取り組み、地域内の経済循環を円滑化するとともに、各業界が抱える課題解決に向けて少しでも前進できるよう図っていききたいと考えています。

同時に、社会全体で取り組むべきDXの流れや世界的に取り組んでいるSDGsの取組も盛り込んだ条例とする必要もあります。

これらのことから、時代の流れを見極めながら、伊賀市内の産業の振興を図り、地域内での経済循環型社会を構築することにより、持続可能な地域づくりと地域のさらなる発展をめざすためこの条例を策定します。

3. 条例の位置付け

この条例は市内の産業振興の基本的な指針となる地域循環型経済の形成や産業構造の構築などを定めることから、産業振興分野における基本条例とします。

4. 条例制定の視点（基本的な考え方）

社会情勢により大きく左右されることのない、地域内循環型の経済の構築をめざし、行政や事業者、市民等の役割を定め、産業振興の基本条例となりえるものとします。コロナ禍など時代背景は時に大きく変わることから、要綱によってその時々により細部を定め即時に事態に対応できるよう、今回の条例は理念条例とし、既に制定されている県条例との整合を図りながら制定します。

また、今後の産業界においては大きな変換点となる、デジタル化の推進やその活用、支援などについても記載していくこととします。

5. 計画策定体制

①伊賀市産業振興条例策定委員会

- ・「伊賀市産業振興条例策定委員会設置要綱」を制定し、伊賀市産業振興条例策定委員会を設置し、条例制定に必要な事項の検討や研究、意見の聴取を行います。
- ・策定委員会は、関係団体が推薦する者、学識経験者、その他市長が必要と認める者（公募委員）の10人で構成します。

【構成員】

- ・学識経験者
- ・商工会議所の推薦する者
- ・伊賀市商工会が推薦する者
- ・伊賀上野観光協会が推薦する者
- ・伊賀ふるさと農協が推薦する者
- ・伊賀市森林組合が推薦する者
- ・公募委員（2人以内）
- ・市の代表
- ・県が推薦する者

②伊賀市産業振興条例策定庁内検討会議

- ・「伊賀市産業振興条例策定庁内検討会議設置要綱」を制定し、部内各課及びデジタル自治推進局で構成する検討会議によって条例の素案等の策定を行います。

③議会

条例策定の進捗状況を適宜議会に報告します。

④市民

市民の意見等を直接反映するため、伊賀市産業振興条例（中間案）ができた時点でパブリックコメントを実施します。